

契約って何？

「契約」と聞いて、「私には関係ない」と思っていませんか？ 私たちは、朝目覚めてから、夜寝るまでの生活の中で、様々な契約を結んで暮らしています。新聞を配達してもらったり、携帯電話を使ったり、レンタルショップでDVDを借りたり、バスに乗ったり、ハンバーガーを買ったり、映画を観に行ったり…と、いろんなことをする際にいつも契約を交わしているのです。

【申し込み】



【承諾】



【契約成立】



契約書があるときだけが契約ではありません。双方が合意した時に成立する約束ですから、口約束でも、契約は成立します。契約が成立すると、その契約に基づいて、双方に権利と義務が生じます。どちらか一方の都合だけで契約をやめたり、内容を変えたりすることはできません。

契約を取り消せる例外的な場合は？

1. 20歳未満の未成年者の契約

- 未成年者が保護者など法定代理人の同意を得ないで交わした契約は、取り消すことができます。

⚠ ただし、以下の場合は取り消すことができません。

- 小遣いの範囲での契約
- 結婚している(していた)場合
- 「20歳以上である」「親の同意がある」などとウソを言った場合
- 営業している未成年がその営業に関して行った契約
- 成人してから契約を追認した場合

2. クーリング・オフが適用できる場合

訪問販売などの契約で、法律で定められた期間内であれば、契約を無条件に取り消すことができます。

3. 債務不履行などによる解除

商品を受け取る約束の日になっても、商品が届かなかったりしたときは、その契約を取り消すことができます。

**などがありますので、不安なときは
消費生活相談窓口にご相談してね！**

